

栃木労働局「年末年始無災害運動」実施要綱

(平成 27 年 12 月 15 日から平成 28 年 1 月 15 日)

栃木労働局
各労働基準監督署

1 趣 旨

栃木県内の労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、本年 10 月末現在 1,364 人と前年同時比で 0.4% 増加しています。

一方、死亡労働災害においても、前年同期比で 2 人減少しているものの 15 名の尊い命を亡くす遺憾な状況にあります。

労働災害の増加に伴い、平成 27 年は、災害の種類の中で一番発生の多い「転倒」災害の防止対策と死亡災害に直結する「交通」労働災害の防止対策を重点に取り組みを強化してきましたが、全体の災害件数は未だ増加傾向に歯止めをかけるまでには至っていません。

さらに、これから年末年始を迎えるにあたり、労働災害とりわけ死亡労働災害や一度に複数の労働者が被災する重大災害の発生、さらに、冬場に入り路面等の凍結による転倒災害の増加などが懸念されることから、さらなる労働災害防止への取り組みが必要となります。

これらの状況を踏まえ、栃木労働局及び管下労働基準監督署が主唱し、年末年始における労働災害の撲滅を目的とした、「栃木労働局年末年始無災害運動」を各労働災害防止団体等とともに実施することといたしました。

2 実施期間

平成 27 年 12 月 15 日～平成 28 年 1 月 15 日

3 運動スローガン

『「たぶん」「だろー」に危険がひそむ しっかり点検 年末年始』
(中央労働災害防止協会スローガン)

4 災害防止の重点事項

死亡労働災害の撲滅

墜落・転落災害の撲滅

転倒災害の撲滅

はさまれ・巻き込まれ災害の撲滅

交通労働災害の撲滅

5 栃木労働局の実施事項

- (1) 災害防止団体等に対する啓発、広報の実施
- (2) リーフレットの作成・配布、広報の実施
- (3) 各種会合等における周知徹底
- (4) 栃木労働局ホームページによる周知

6 各労働基準監督署の実施事項

- (1) 管内の実情にあった無災害運動の展開
- (2) 建設業に対する監督指導等の実施
- (3) 各種会報、機関紙等への掲載依頼
- (4) 各種会合、説明会等における本運動の趣旨の徹底
- (5) その他各署独自の推進運動

7 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる「安全衛生方針」の決意表明
- (2) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (3) KY（危険予知）活動、ヒヤリハット活動を活用した「現場力」の強化と5Sの徹底
- (4) 墜落・転落災害防止対策の徹底
- (5) 転倒災害防止対策の徹底
- (6) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (7) 交通ルールの遵守及び交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- (8) 「平成27年9月関東・東北豪雨」に伴う復旧工事等における労働災害防止対策
- (9) 非定常作業における災害防止対策の作成及び見直し
- (10) 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- (11) 安全衛生パトロールの実施
- (12) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (13) ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- (14) 化学物質のリスクアセスメントの実施に向けた環境整備・化学物質管理の徹底
- (15) 腰痛予防、受動喫煙防止の対策の推進
- (16) インフルエンザ等感染予防対策の徹底
- (17) 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動ポスター、のぼり等の掲示
- (18) その他、各労働基準監督署で進める運動等への積極的な参加・実践